

平成29年12月18日

生活保護基準の引き下げを許さない緊急声明

反貧困ネットワーク信州

厚生労働省は、2017年12月8日の第35回生活保護基準部会において、2018年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。

2013年からの生活扶助基準の大幅な削減（平均6.5%、最大10%）、さらには、2015年からの住宅扶助基準・冬季加算の削減に引き続くものであり、この度の引き下げでは、特に、子どものいる世帯と高齢世帯が大きな影響を受けることとなります。

部会の資料によれば、子どものいる世帯の生活扶助費は、都市部の夫婦2人世帯で13.7%の減、母子加算が平均2割減となる可能性があり、また、高齢（65歳）世帯の生活扶助費は、都市部の単身世帯で8.3%減、夫婦世帯で11.1%減に、それぞれ大幅削減される可能性があります。

今回の引き下げの考え方は、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階層）の消費水準に合わせるというものです。しかし、日本では、生活保護の捕捉率（生活保護を利用する要件を満たす人のうち実際に利用している人が占める割合）が2割以下といわれ、第1・十分位層の中には、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人たちが多数存在します。この層を比較対象とすれば、当然生活保護基準の方が高いという結果になり、生活保護基準は際限なく引き下げられることとなります。

私たちは、この度の方針に対し、ここ数年次々に行われた生活保護費の削減により、生活保護受給者は、「削れるものはすべて削ってきた。これ以上、いったい何を削れというのか」という悲鳴と怒りの声を上げざるを得ません。

生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準です。生活保護受給者の生活実態を見ることなく、生活保護の補足率の低さを棚上げにした上記第1・十分位との比較という数字合わせのごとき理屈をもって基準を引き下げるとは、およそ憲法25条の趣旨に反するものです。

加えて、生活保護基準の切り下げは、生活保護受給者のみにかかわる問題ではありません。生活保護基準は、最低賃金、就学援助の給付対象基準、介護保険の保険料・利用料や障害者総合支援法による利用料の減額基準、地方税の非課税基準等の労働・教育・福祉・税制などの多様な施策の適用基準と連動しています。

ここ数日の間に、厚生労働省は、大幅削減の方針に対する批判に配慮し、減額幅を最大5%にとどめる調整に入ったとの報道もあります。

しかし、たとえ5%であったとしても、もはや削るものはないのです。

私たちは、この度の生活保護基準の引き下げの方針に抗議し、その撤回を求めます。

以上